

令和5年度 第11回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年1月4日（木）午後2時00分から午後2時40分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今野正章	辻千太郎	小谷信江
以倉孝弘	柳下清隆	寺島あつ子
霜野市和	谷野保博	田中宏
北尻芳孝	奥野正作	田中正剛
松本智恵子	山崎勝喜	

(3) 欠席委員

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小林義博	井上和夫	光田裕次
数田清文	中尾美昭	高岡一平
塔本順一	松下孝彦	岸田勝夫
田中利幸	岡所次郎	北條一宜
登り山正嗣		

(5) 欠席委員

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局

事務局長 小走伸吾

事務局次長 河邊眞佐彦

主 幹 山本幸夫

八木祐樹

4 付議事項

- 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第58号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第59号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第60号 農用地利用集積等促進計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 議案第61号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について
- 報告第48号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第49号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第50号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第51号 農業従事証明の発行の報告について
- 報告第52号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第53号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第11回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において辻千太郎委員、寺島あつ子委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第53号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計13件であります。

それではまず、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第41号についてご説明いたします。

受付番号第41号は、申請地が北区金岡町で市街化調整区域内にあり周辺は田、里道及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は819平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、持ち分6分の1を所有権移転するための申請です。

以上の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従

事要件」、及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第8号と第9号をご説明いたします。

まず、受付番号第8号は、自己転用するものです。申請人は南区美木多上に居住する農業者で、申請地は南区美木多上の田1筆、面積は889平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は運送業を営む法人から、業務拡大により駐車場が不足し、緊急に必要である旨の要望があったため、本申請地を露天駐車場に転用し、賃貸するものです。

申請は令和5年12月11日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び北東側道路の側溝に排水する計画です。周囲には

フェンス等は設置いたしません、特に支障はないものと判断しております。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第9号は、自己転用するものです。申請人は西区菱木4丁の農業者で、申請地は西区山田4丁の田2筆、面積は合計2,032平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、中古車販売業を営む法人より、現在使用している販売用中古車保管場所が手狭となり、緊急に置場が必要となった旨の要望があったため、本申請地を露天車両置場に転用し、賃貸するものです。

申請は令和5年12月13日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内での自然浸透及び、敷地内にU字溝を設置し、隣接の自己所有地の既設U字溝に接続し北側道路側溝より排水。周囲にはコンクリートブロックを設置いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請に

ついて」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第20号から第23号をご説明いたします。

まず、受付番号第20号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は大阪府松原市天美我堂3丁目で廃棄物処理業を営む法人で、申請地は北区中村町の田1筆、面積は2,099平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、所有している土地が、大阪府の大泉緑地整備事業に伴う買収用地に含まれており、資材置場と駐車場が緊急に必要なため、本申請地を取得し、露天資材置場と露天駐車場として使用するものです。

申請は令和5年12月11日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地です。申請地は現在の事業地の近接であり、またグループ企業所有地の隣接で利便性が高いことから代替性はないと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砕石舗装による自然浸透とする計画です。周囲にはコンクリートブロックを3段設置のうえ擁壁、アドフラットを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第21号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が西区草部の社会福祉法人で、申請地は西区草部の田1筆、面積は71平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用しているグラウンドへの進入路が狭く不便なため、隣接にある申請地を譲り受け、通路として使用するものです。

申請は令和5年12月13日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、砕石舗装による自然浸透とする計画です。周囲にフェンス等設置いたしません、特に支障はないものと判断いたします。その他一般基

準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第22号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が美原区小寺で製造業、運送業及び土地管理業を営む法人で、申請地は東区石原町2丁の田1筆、面積は1,404平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在賃借している駐車場が利用できなくなるため、事業所に近い申請地を譲り受け、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和5年12月14日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については北側と東側にU字溝を設置し、北西の会所から放流する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません。特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第23号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が北区百舌鳥梅北町2丁で建設業を営む法人で、申請地は美原区今井の田1筆、面積は641平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、本社敷地内の資材置場が手狭となったため、本社に比較的近く利便性も高い本申請地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和5年12月15日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第46条に該当し、第2種農地です。他の土地も調査、検討いたしましたが、代替性はないものと判断されたものです。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装により自然浸透する計画です。周囲には工事用フェンスを設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第58号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第58号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第15号をご説明いたします。

受付番号第15号は、申請人は北区野遠町に居住する不動産貸付業兼農業者で、申請地は北区野遠町の田6筆、面積は合計4,844平方メートルのうち4,368.97平方メートル、現在稲刈り後、耕うん済、うね及び野菜の状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。ただし、受付番号第87号と第88号につきましては、今野正章委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第76号から第86号と第89号から第115号をご説明いたします。

まず、受付番号第76号は、申請地は東区北野田の田4筆、面積は合計5,002平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第77号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は588平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第78号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は690平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第79号は、申請地は東区草尾の畑1筆、面積は985平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第80号は、申請地は東区北野田の田3筆、面積は合計3,143平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第81号は、申請地は美原区阿弥の田1筆、面積は2,591平方メートルで、現在野菜及びハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第82号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,067平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第83号は、申請地は中区檜葉の田1筆、面積は876平方メートルで、現在保全管理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第84号は、申請地は南区稲葉2丁の田1筆、面積は1,355平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第85号は、申請地は中区深井畑山町の田1筆、面積は469平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第86号は、申請地は中区檜葉の田3筆、面積は合計2,275平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第89号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は817平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第90号は、申請地は北区金岡町の田2筆、面積は合計1,657平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第91号は、申請地は美原区大保の田1筆、面積は1,838平方メートルで、現在野菜及び稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第92号は、申請地は東区石原町2丁の田1筆、面積は1,373平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第93号は、申請地は東区石原町2丁の田1筆、面積は1,171平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第94号は、申請地は西区菱木4丁の田1筆、面積は1,010平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で貸借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第95号は、申請地は東区八下町1丁の田1筆、面積は1,163平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は5年です。

次に、受付番号第96号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は1,110平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第97号は、申請地は西区太平寺の田2筆、面積は合計2,039平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第98号は、申請地は南区稲葉3丁の田1筆、面積は1,781平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第99号は、申請地は南区豊田の田1筆、面積は1,495平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第100号は、申請地は中区辻之の田1筆、面積は366平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第101号は、申請地は中区深井畑山町の田1筆、面積は1,031平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第102号は、申請地は中区深井畑山町の田1筆、面積は915平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第103号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は1,295平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第104号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は2,009平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第105号は、申請地は中区辻之の田3筆、面積は合計1,387平方メートルで、現在野菜及び耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第106号は、申請地は東区北野田の田1筆、面積は1,358平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第107号は、申請地は中区平井と中区檜葉の田5筆、面積は合計3,364平方メートルのうち3,152.65平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第108号は、申請地は中区上之の田1筆、面積は591平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第109号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,004平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第110号は、申請地は南区檜尾の田1筆、面積は258平方メートルで、現在ハウスで野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第111号は、申請地は美原区今井の田1筆、面積は1,342平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第112号は、申請地は東区高松の田3筆、面積は合計1,810平方メートルで、現在野菜及び稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第113号は、申請地は南区稲葉3丁の田1筆、面積は1,087平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第114号は、申請地は西区山田4丁の田1筆、面積は995平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借

権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第115号は、申請地は東区日置荘原寺町の田1筆、面積は1,338平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第59号の受付番号第87号と第88号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、今野正章委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第59号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第87号と第88号をご説明いたします。

まず、受付番号第87号は、申請地は東区石原町3丁の田1筆、面積は736平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第88号は、申請地は東区石原町3丁の田2筆、面積は合計1,374平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、今野正章委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第60号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第60号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第116号と第117号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第116号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は1,314平方メートルのうち609平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第117号は、申請地は中区陶器北の畑1筆、面積は663平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管

理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありますか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第61号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第61号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第11条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認の申請について」をご説明いたします。受付番号第2号をご説明いたします。

受付番号第2号は、農園開設主体が大阪府中央区釣鐘町2丁目不動産業及びまちづくりの推進を図る事業を営む法人で、申請地は美原区太井の生産緑地地区内で田2筆、面積は合計1,405平方メートルで、堺市、所有者及び農園開設者による協定及び承認後、所有者と農園開設者が使用貸借契約を結ぶものです。市民農園の区画数は10区画、農園利用者への貸付期間は1年間です。なお承認後土地所有者

は見回り、除草、清掃、点検や周辺住民からの相談対応等、年間200日以上従事する計画です。

なお、当該地区協議会におきまして承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認いたします。

続きまして、報告第48号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第53号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第48号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第53号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第48号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は9件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第49号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第50号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第9号は申請地が南区大庭寺の田1筆で、面積は274平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

次に、報告第51号「農業従事証明の発行の報告について」は1件ございました。受付番号第3号は申請地が中区深井畑山町の畑2筆と宅地2筆、面積は合計490.91平方メートル、申請人の年間耕作日数は60日、市街化調整区域内の耕作面積は1,511平方メートル、申請目的は農家住宅建築で添付書類も含め完備しておりましたので、書類を処理いたしました。

次に、報告第52号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第21号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第53号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第48号は、申請地が南区釜室の田畑2筆、面積は合計416平方メートル、現況は雑樹林で経過年数は5年以上、次に受付番号第49号は、申請地が西区草部の田1筆、面積は152平方メートル、現況は住宅敷地の一部で経過年数は55年以上でした。いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和5年度第11回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第55号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第56号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第57号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第58号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第59号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第60号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第61号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第48号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第49号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第50号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第51号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第52号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第53号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会長 北原 芳子

委員 野 村 太郎

委員 寺島 あつ子